

平成24年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費
 3項 農地費
 1目 農地総務費

農地・水保全課(内線:7334)
 (単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 農業農村自然エネルギー利活用支援事業	18,000	0	18,000				18,000	
トータルコスト	22,023千円(前年度 0千円) [正職員:0.5人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

農村地域や農業生産の場において、再生可能エネルギーの導入による地域内でのエネルギーの地産地消を通じた地域活性化や、農業振興につながるよう、導入支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 太陽光発電施設導入補助

太陽光発電施設の導入を通じて、農業経営の効率化・高度化を目指す取組に対して支援を行う。

- ・事業主体 農業協同組合、土地改良区、農村集落等組織
- ・補助率 補助率 1/10、上限 7,000千円(原則として市町村と同額)
(ただし、農業協同組合など、受益者の特定が困難な場合にあつては、県単独での補助も可能)
- ・対象経費 太陽光発電施設の導入に要する費用
- ・地区数 2箇所程度

(2) マイクロ水力発電施設導入補助

身近な農業用水や溪流等を利用したマイクロ水力発電を行うことで、農業の6次産業化や地域活性化につながる取組を支援する。

- ・事業主体 農業協同組合、土地改良区、農村集落等組織
- ・補助率 1/2、上限 2,000千円
(県内の企業等が開発・製作した機器に限定)
- ・対象経費 発電施設の整備費、発電施設までの導水施設整備費
- ・地区数 2箇所程度

3 これまでの取組状況・改善点

- ・平成22年度に、北栄町と共に太陽光発電施設の導入を支援し、約50kwの施設導入を行った。
- ・平成23年度に、県内2地区においてマイクロ水力発電の導入モデル地区の創出を行った。

<改善点>

- ・太陽光発電施設について、施設規模を従来の上限10kwから100kwまで対象を拡大するとともに、補助の上限を従来の100万円/箇所から、700万円/箇所へ引き上げた。
- ・マイクロ水力発電の導入を促進するため、平成23年度のモデル導入地区を検証し、県内でより安価な発電機の調達が可能となるよう、高額な機械価格に対する工夫について産業技術センター等と協議する。